

国水事第56号
令和2年3月31日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について

国土交通省においては、下水道事業のさらなる効率化に向け、コンセッション方式をはじめとする PPP/PFI 手法の活用や汚水処理施設の広域化を推進しているところである。これらの取組を一層推進するため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（以下「社会資本整備総合交付金等」という。）の交付にあたっては、令和2年3月31日付け国官会第29901号国土交通事務次官通知による社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて以下のとおり取り扱うこととした。なお、平成30年4月6日付け国水事第3号下水道事業課長通知は廃止する。

- ① 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていることを、下記1. のとおり交付要件とする。
- ② 下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予め施設統廃合に係る検討を了していることを、下記2. のとおり交付要件とする。
- ③ 汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則として PPP/PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。以下同様。）を導入することを、下記3. のとおり交付要件とする。
- ④ 平成30年度末までに、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省総財準1号等）により策定を要請している「広

域化・共同化計画」の策定に向けた検討に着手していることを下記4. - 1のとおり平成31年度以降の交付要件とする。また、令和4年度末までに、「広域化・共同化計画」を策定することを、下記4. - 2のとおり令和5年度以降の交付要件とする。

- ⑤ 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記5. のとおり令和3年度以降の交付要件とする。また、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、下記5. のとおり令和7年度以降の交付要件とする。
- ⑥ 公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを、下記6. のとおり令和7年度以降の交付要件とする。
- ⑦ 下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していることを、下記7. のとおり交付要件とする。

都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方願いする。

記

1. 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下水事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) コンセッション方式導入検討の方法

「下水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」（平成 29 年 1 月国土交通省下水道部）もしくは「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を行うことを基本とし、その検討単位としては、処理場単位、処理区単位などが考えられ、各地方公共団体の実情に合わせて適当な範囲で検討を行うこと。また、検討結果については、事業主体が策定する全体計画、中期ビジョン等の中長期計画、事業計画の策定または改定を行う場合には、それと併せて内容の点検・見直しを実施するなど、常にその内容が適当なものであるよう努めること。

(4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が (2) に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、コンセッション方式導入の検討結果又はコンセッション方式の導入検討スケジュールについて、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 1 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

2. 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水処理場における施設（平成 28 年 4 月 1 日付け国水下水事第 109 号国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表に定める「中分類」以上の施設に限る。）の改築であって当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

ただし、平成 26 年 1 月 30 日付け国水下水事第 50 号国土交通省下水道事業課長等通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについて」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体については、“工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業”を“改築事業（簡易な改築事業を除く）”とする。なお、簡易な改築事業とは「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 3 億円以下と見込まれる事業」とする。

(3) 処理施設の統廃合に係る検討の方法

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成 26 年 1 月国土交通省、農林水産省、環境省）（以下「都道府県構想マニュアル」）を踏まえ、当該処理場を廃止し、近接する当該同一市町村内の処理場との統合もしくは流域下水道への接続をする場合について、社会情勢を適切に踏まえつつ、経済性比較等による検討を行うこと。

なお、検討にあたっては「都道府県構想マニュアル」に記載の「4-6 集合処理区域（既整備区域等含む）同士の接続検討」等を参考にされたい。

(4) 国土交通省への報告

(1) に該当の地方公共団体が (2) に記載の事業についての詳細設計に着手する場合は、当該処理場の統廃合の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 2 により国土交通省まで報告されたい。

(5) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

3. 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化

(1) 対象地方公共団体

人口 20 万人以上の地方公共団体。

(2) 対象事業

汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱利用施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業。（ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

<参考>コンセッション・統廃合に係る検討と報告の時期について

年度	検討・報告時期
○年度以前	<u>コンセッション・統廃合の検討</u> (事業計画、中期ビジョン策定・改定時等)
○年度	改築基本設計 <u>コンセッション・統廃合の検討</u> (以前の検討結果を活用可能)
○年度末	検討結果の報告
○+1 年度	改築詳細設計
○+2 年度	改築工事

4. 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

4. - 1 「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け国土交通省国下事第 56 号等）（以下、4 省通知という。）により要請している「広域化・共同化計画」の策定に向け、都道府県及び下水道事業を実施している管内すべての市町村が参画する検討の場（広域化・共同化に関する協議会、連絡会議、研修会及び講習会など）を設け、検討に着手していること。

(3) 国土交通省への報告

都道府県においては、「広域化・共同化計画」策定に向けた検討状況について、平成 31 年 3 月末日までに別添様式 3 により国土交通省まで報告されたい。

(4) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

4. - 2 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 「広域化・共同化計画」の策定

令和 5 年 3 月末日までに、4 省通知により要請している「広域化・共同化計画」が策定されていること。

(3) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

5. 公営企業会計適用に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 公営企業会計の適用

人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口 3 万人未満の地方公共団体（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く。）については、令和 6 年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。

6. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。

また、令和 2 年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2) に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

7. 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道施設の新設、増設及び改築であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が原則 3 億円以上と見込まれる事業。（ただし、令和 2 年 3 月 31 日時点で詳細設計に着手しているものを除く。）

(3) 新技术導入検討の方法

下水道施設における新設、増設又は改築事業において、経済性、維持管理性、機能性等の観点から下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）の実証技術の導入が可能な場合は、当該技術の導入検討を行うこと。

なお、検討にあたっては B-DASH 実証技術適用表（国土交通省下水道部）及び B-DASH プロジェクト導入ガイドライン（国土技術政策総合研究所）を参考にされたい。

（４）国土交通省への報告

（１）に該当の地方公共団体が（２）に記載の事業についての建設工事に着手する場合は、新技術等導入の検討結果について、着手前年度の 3 月末日までに別添様式 4 により国土交通省まで報告されたい。

（５）その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい。

(様式1)

提出日：

コンセッション（公共施設等運営権）方式の導入に係る検討結果報告書

<検討対象（該当施設がある処理区）>

1. 実施主体名	
2. 処理区名	
3. 処理場名	
4. 現在の運営手法	直営・委託・包括的民間委託・DBO方式・コンセッション以外のPFI方式 ・コンセッション方式・その他（ ）

1. 検討時期（いずれかを選択）

(1) 今回検討を実施	<input type="checkbox"/> 「2. 検討結果」に必要事項を記入
(2) 今後検討予定	【具体的検討時期】 【理由】

2. 検討結果

「下水道事業におけるPPP/PFI手法導入優先的検討規程作成のためのガイドライン」又は「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、各地方公共団体が定める優先的検討規程等による「簡易な検討」を実施する。

1. 検討単位	処理区単位 ・ 処理場単位 ・ その他（ ）	
2. 簡易な検討	従来手法との費用総額の比較による評価結果	
	従来手法の費用	コンセッション方式による費用
合計（現在価値） （百万円）		
前提条件等		
費用換算できない リスク項目等		

(様式1)

3. 検討結果

- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式導入に向けた詳細検討を実施
- 検討対象事業を含む単位でコンセッション方式以外のPPP/PFI方式導入に向けた詳細検討を実施

【詳細検討に進むPPP/PFI方式の概要及びコンセッション方式の導入に向けた将来の検討見通し】

- その他

【コンセッション方式を含むPPP/PFI方式の導入を現時点で予定していない場合はその理由及び将来のコンセッション方式導入に向けた検討見通し】

※検討内容については、必要に応じて参考資料を添付すること。

(様式2)

提出日：

広域化（処理場の統廃合）に係る検討結果報告書

< 基礎情報 >

1. 都道府県名	
2. 実施主体名	
3. 処理場名	
4. 施設名	
5. 工事名	
6. 概算工事費（百万円）	

当該処理場を廃止する場合に最も統合する可能性が高いと考えられる処理場（統合検討対象処理場）と、統合する場合と統合しない場合の比較を実施する。

※離島地域など地理的要件等により、統廃合の実施が想定されにくい場合についてはその旨を3.に記載すること。

1. 統合先検討対象処理場		
統合先検討対象処理場名 :		

統合先検討対象処理場管理主体:		

2. 統合に関する検討 (以下の(1)、(2)のいずれかの評価を実施し、その結果を記載すること)		
(1) 統合に関する経済性比較結果（維持管理費含む）		
	統合する場合	統合しない場合
年あたり費用 (百万円/年)		
(2) その他の評価		
【評価内容】		

3. 1, 2を踏まえた総合的な処理場の統廃合の検討結果		

(様式3)

提出日：

「広域化・共同化計画」策定に向けた検討着手に係る報告書

< 検討会の基礎情報 >

1. 都道府県名	
2. 検討会名称	
3. 検討会設立日	平成 年 月 日
4. 構成団体名 市町村・一部事務組合等	

検討会における検討状況

「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け国下事第56号等）により要請している「広域化・共同化計画」の策定に向け、都道府県及び関係市町村からなる検討の場を設け、検討に着手する。

1. 検討の場の開催状況		
	開催日時	参加団体
第1回		
第2回		
第3回		
第4回		
※記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。		
2. 検討状況		
平成30年度に実施した検討の場における検討状況（なるべく具体的に記載のこと）		

(様式4)

提出日：

新技術の導入に係る検討結果報告書

<基礎情報>

1. 都道府県名			
2. 実施主体名			
3. 処理場名			
4. 施設名			
5. 工事名			
6. 新設/増設/改築の別	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築
7. 概算工事費 (百万円)			

8. 新技術等の導入検討の有無	
<input type="checkbox"/> 有	→ 9.
<input type="checkbox"/> 無	【理由】 <input type="checkbox"/> 今回の事業範囲で適用可能なB-DASH実証技術が無いため。 <input type="checkbox"/> その他 ()

9. 新技術等の導入検討結果	
(今回事業範囲で導入可能なすべてのB-DASH技術を記載)	
(1) 導入検討技術名	
(2) 導入可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否【理由】 <input type="checkbox"/> 当該技術より他の新技術の方が効果が高いと判断されたため。 ↳ 他技術の名称 () <input type="checkbox"/> 必要な機能・性能が満足できないため。 <input type="checkbox"/> 設置スペースや維持管理動線が確保できないため。 <input type="checkbox"/> 経済性が劣ったため。 <input type="checkbox"/> 維持管理性が劣ったため。 (一施設に複数技術が混在、機器点数が著しく増加、有資格者が新たに必要、など) <input type="checkbox"/> その他 ()